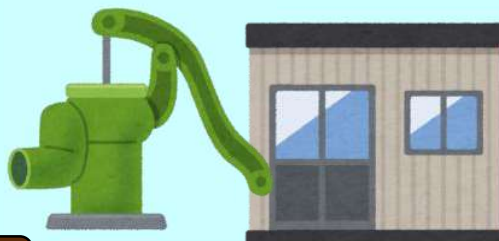


取組③

防災協力農地ではあるが、現在は広いスペースとしての機能しか無く、避難が長期化することを想定し防災協力農地としての機能を強化しよう。



支援内容③

例えば

- ・防災兼用井戸の設置のための整備費用
- ・住民避難を円滑に誘導するため、進入路の拡幅費用
- ・防災兼用倉庫の設置費用
- ・老朽化し機能に支障が生じた、防災施設の改修費用

等が助成の対象となります。



防災協力農地看板設置

防災訓練・炊き出し訓練



防災施設設置・改修



選定要件(必須要件)

1 支援の内容

- ① 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化、都市住民等への周知(ソフト支援)
- ② 防災協力農地に指定された都市農地及び付帯する農業関連施設の維持管理等の活動、都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設の整備(ハード支援)

2 補助金の上限

- ① ソフト支援:150万円
 - ② ハード支援:50万円
- ①と②の両方を実施する場合の合計額の上限は150万円
(例:ソフト支援100万円、ハード支援50万円)

※ ただし、ハード経費は、総事業費の1/2の額が上限

※ ハード支援を実施するためには、ソフト支援の実施が必須

(例:ソフト支援20万円の場合、ハード支援の上限は20万円)

3 事業実施主体

- ①市区町村、②農協、③土地改良区、④特定非営利活動法人、⑤一般・社団財団、
⑥地域住民・農業者・農業法人等が組織する団体(代表者の定めと規約等の整備が必要)等
- ※ 市区町村が事業実施主体と連携しているか、事業実施主体の構成員である必要

4 対象となる地域

・防災協力農地として指定又は指定しようとする農地が生産緑地又は市町村基本方針等で保全の方針が示されている農地

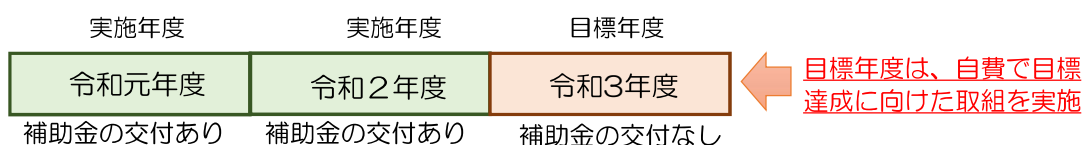
選定要件(必須要件)の詳細につきましては、実施要領等を確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hozyo_gaiyou.html

〔参考〕目標年度の考え方（Ⅰ～Ⅲまでの各支援策共通）

- 事業の実施年度最長2年間です（最長2年間補助金の交付を受けることができます）。
- 事業の実施最終年度の翌年度が事業の目標年度となり、目標年度は国からの支援なしで設定した目標（例：都市農業者と都市住民との交流人数、都市農業についての理解醸成人数等）の達成に必要な取組を行っていただく必要があります、目標年度の翌年度まで事業の評価の報告が必要です。
- 本事業は終了後も自立的かつ継続的な取組が必要です。

2年間事業を実施する場合のイメージ



問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 都市農業室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-8111(内線5445)